

医師を乗り組ませるべき船舶の就航航路等の指定に関する告示の改正について

平成15年7月
海事局船員労働環境課

1. 改正の背景

現在、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数3,000トン以上であって最大乗員100人以上の船舶等については、船員の健康管理及び保健指導等船内の衛生管理を図るため、医師を乗り組ませることを義務付けています。また、これ以外の船舶であっても、国土交通大臣が告示で指定している、アフリカ西海岸にある港、ペルシャ湾に面する港、カラチ港のいずれかを起点または終点又は寄港地とする航路(告示航路)に就航する船舶については、昭和39年の告示制定当時その地域によって発生していた寄生虫症等(マラリア、回虫症、アメーバ赤痢、結核、性病等)があったことから、告示で指定して、同じく医師を乗り組ませることを義務付けています。

この告示航路について、規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)において、「近年の疾病発生状況等根拠データを明らかにした上で、見直しの必要性について検討し、所要の措置を講じる」(平成15年度末までに措置)との指摘を受けたことを受け、過去5カ年間について疾病発生状況の検証を行った結果、寄生虫症、伝染性疾患等の重要な疾病が発生していないことが判明しました(別添1参照)。また、海外特約医療機関の整備(別添2参照)、船内において重症のケガ人や急病人が発生したときにより適切な応急処置を行うための無線通信(海事衛星通信、船舶電話等を利用)による医療助言体制の確立のほか、船員居室における冷房設備の完備、機関室との防音壁の設置及び一人当りの床面積の拡大等の船内設備の向上による船内居住環境の改善等により、船内衛生管理・健康管理体制が整ってきているところでもあり、航路指定当時と比較して、あえて他の航路と区別して、医師の乗り組み等を義務付ける必要性は乏しくなっているといます。したがって、同告示を改正し、告示航路における医師の乗り組みの義務付けを廃止することとします。

2. 改正の概要

「医師を乗り組ませるべき船舶の就航航路等の指定に関する告示」(昭和39年運輸省告示第113号)を改正し、アフリカ西海岸、オーマン湾、ペルシャ湾等の特定の航路に就航する船舶について、医師の乗り組みの義務付けを廃止することとします。

3. 今後の予定

公布：平成15年8月下旬

施行：公布日に同じ